

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省 観光庁観光産業課 観光資源課	電話番号: 03-5253-8329 email: hqt-kkcksg@ou.mlit.go.jp 電話番号: 03-5253-8924 email: hqt-kkckkg@ou.mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年3月9日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 近年の訪日外国人旅行者の急増に鑑み、通訳案内士の都市部への集中や特定の言語への偏りの是正及びその量的な充足を図るとともに、長期滞在者やリピーターのニーズにも対応した地域独自の自然や文化を体験できる旅行商品の提供促進を図る。 また、旅行者等との取引により旅行の企画・手配を行ういわゆるランドオペレーターの不健全な業務実態に起因して旅行の安全や取引の公正を脅かす事案が発生している現状に鑑み、旅行商品の質を確保し、旅行者の保護を図るため、その業務の適正化を図る。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>1. 通訳案内士法関係 (1) 全国通訳案内士の試験科目の見直し及び全国通訳案内士に対する研修の受講の義務付け<規制の強化・拡充及び規制の創設> (2) 地域通訳案内士制度の創設<規制の創設> (3) 通訳案内士でない者による業務の制限の廃止<規制の廃止></p> <p>2. 旅行業法関係 (1) 旅行業務取扱管理者の選任の要件緩和<規制の緩和> (2) 旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化<規制の創設> (3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設<規制の緩和> (4) 旅行者等に対する書面の交付の義務化<規制の創設> (5) 旅行サービス手配業の登録制度の創設<規制の創設></p> <p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>1. 通訳案内士法関係 (1) 通訳案内士法第6条第2項及び第30条関係 (2) 通訳案内士法第53条から第60条まで関係 (3) 旧通訳案内士法第36条関係</p> <p>2. 旅行業法関係 (1) 旅行業法第11条の2第5項関係 (2) 旅行業法第11条の2第7項関係 (3) 旅行業法第11条の3第2項関係 (4) 旅行業法第12条の5第3項及び第4項関係 (5) 旅行業法第23条から第40条まで関係</p>	
想定される代替案	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)通訳案内士制度を廃止する。</p> <p>2. 旅行業法関係 (1) 取引の合計額や事務所の近接如何に関わらず、旅行業務取扱管理者による複数の営業所兼任を認めることとする。 (2) 旅行業務取扱管理者について、研修の受講の努力義務を存置し、更なる受講の徹底を図ることとする。 (3) 地域限定旅行業務取扱管理者資格について、試験ではなく研修の修了により得ることができることとする。 (4) 旅行者等に対する書面の交付を努力義務とする。 (5) 旅行サービス手配業を届出で行えることとする。</p>	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>1. 通訳案内士法関係 (1) 全国通訳案内士に対して、一定期間ごとに定期研修を受講するための費用が発生する。また、全国通訳案内士の資格を得ようとする者に対して、新たに追加される試験科目の学習のための費用が発生する。 (2) 地域通訳案内士の資格を得ようとする者に対して、市町村又は都道府県が行う研修の受講に係る費用が発生する。 (3) 特になし。</p> <p>2. 旅行業法関係 (1) 特になし。 (2) 旅行業務取扱管理者に対して、旅行業協会等が実施する研修の受講に係る費用が発生する。 (3) 旅行業務取扱管理者の確保に係る費用が発生する。(現在の費用より低下する。) (4) 旅行者等に対して、契約の際の書面の作成及び交付に係る費用が発生する。 (5) 旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、登録の申請に係る費用、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任等の適切な業務運営を確保するための体制整備等に係る費用が発生する。</p>	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)特になし。</p> <p>2. 旅行業法関係 (1) 特になし。 (2) 自発的に研修を受講する旅行業務取扱管理者のみ、旅行業協会等が実施する研修の受講に係る費用が発生する。 (3) 旅行業務取扱管理者の確保に係る費用が発生する。(当該規制案の費用より低下する。) (4) 自発的に書面を交付する旅行者等に対して、契約の際の書面の作成及び交付に係る費用が発生する。 (5) 旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、届出に係る費用、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任等の適切な業務運営を確保するための体制整備等に係る費用が発生する。</p>

(行政費用)	<p>1. 通訳案内士法関係 (1) 研修機関の登録事務に係る費用並びに研修受講記録の作成及び管理に係る費用が発生する。 (2) 研修機関の登録事務に係る費用並びに研修受講記録の作成及び管理に係る費用が発生する。 (3) 特になし。 2. 旅行業法関係 (1) 申請者が要件に適合しているかの確認に係る費用が発生する。 (2) 研修の実施に係る費用が発生する。 (3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施及び研修に係る費用が発生する。 (4) 特になし。 (5) 特になし。</p>	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)特になし。 2. 旅行業法関係 (1) 特になし。 (2) 研修の実施に係る費用が発生する。 (3) 地域限定旅行業取扱管理者の研修に係る費用が発生する。 (4) 特になし。 (5) 旅行サービス手配業の届出に係る事務手続き及び旅行サービス手配業務取扱管理者の研修の実施に係る費用が発生する。</p>
(その他の社会的費用)	<p>1. 通訳案内士法関係 (1) 特になし。 (2) 特になし。 (3) 特になし。 2. 旅行業法関係 (1) 特になし。 (2) 特になし。 (3) 特になし。 (4) 特になし。 (5) 特になし。</p>	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)一定程度の水準を持った質の高い通訳ガイドを担保することができなくなるため、旅行者や旅行者等に対して通訳ガイドを選定するコストが発生する。 2. 旅行業法関係 (1) 旅行業務取扱管理者が営業所を過度に兼務した場合、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するための必要な事項についての管理及び監督事務が不十分になる。 (2) 研修を受講しない旅行業務取扱管理者の知識が更新されないことにより旅行の安全及び旅行者の利便が確保されない事案が発生する。 (3) 旅行業務取扱管理者の実務に必要な旅行業法等の知識が試験により担保されなくなるため、旅行業務取扱管理者の質が下がり、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が図られなくなる。 (4) 書面の交付がないことで、サービスの内容や手数料等の内容が旅行者等と取引の相手方との間で不明瞭となり、不備があった際に帰責性の所在等の判断が困難となる。 (5) 旅行サービス手配業務取扱管理者の選任や研修を受けさせる等の義務について確実に履行できるだけの体制がない者も届出により事業が可能となるため、旅行の安全や旅行者の利便が確保されない事案が発生する。</p>
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合
	<p>1. 通訳案内士法関係 (1) 試験科目に緊急時対応等通訳案内の実務を追加するとともに、定期的な研修の受講を義務付けることで、全国通訳案内士の知識及び能力を担保、維持・向上させることができる。 (2) また、現在特区等の特例により通訳案内士制度を設けることが出来る地域以外の地域においても、地域の持つ観光資源等の特性に応じた通訳ガイドの確保・育成が可能となる。 (3) 幅広い主体による通訳ガイドが可能となり、訪日外国人旅行者に有償での観光案内を行うことが容易になるとともに、名称独占によって国による通訳ガイドの認定制度を設けることで、旅行者や旅行者が通訳ガイドを選定する際の一助とすることができる。 2. 旅行業法関係 (1) 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。 (2) 旅行業務取扱管理者の知識及び能力が維持向上されることにより、旅行者の適切な業務運営を確保することができる。 (3) 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。 (4) 書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。 (5) 旅行サービス手配業者について適正な管理を行うことで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。</p>	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)大量の通訳ガイドを確保することができる。 2. 旅行業法関係 (1) 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。 (2) 研修を受講する一部の旅行業務取扱管理者については、知識及び能力が維持向上されることにより、旅行者の適切な業務運営を確保することができる。 (3) 旅行業務取扱管理者の確保が容易となることから、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進される。(試験ではなく研修で足りるため、当該規制案より便益は大きい。) (4) 書面の交付を行う一部の旅行者等については、書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。 (5) 旅行サービス手配業者について適正な管理を行うことで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができる。(当該規制案よりも旅行サービス手配業者の体制への担保の度合いは低い。)</p>

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>1. 通訳案内士法関係 (1)～(3)本規制案は、一定の費用が発生するものの、多様化するニーズへの対応と通訳案内士不足という課題に対応しつつ、通訳案内士については試験科目の追加や研修を義務付けることにより引き続き一定の水準をもった質の高い通訳ガイドのニーズに対応が可能となる。一方、代替案については、制度廃止により費用は発生せず、大量の通訳ガイドの確保が可能となるが、一定程度の水準をもった質の高い通訳ガイドのニーズに応えられない。よって、本規制案を採用する方が効率的である。</p> <p>2. 旅行業法関係 (1)本規制案に比べ、代替案では旅行業取扱管理者の確保が容易となることから便益も大きくなると考えられるが、規制緩和の結果、旅行業務取扱管理者一人の管理能力を超えるような過度の兼務を行うことにより、旅行の安全及び旅行者の利便を確保することが困難となり、旅行者に不利益が生じる可能性が高まり、得られる便益以上に社会的費用が大きくなることから、本規制案を採用する方が効率的である。 (2)本規制案においては、旅行者又は旅行者代理業者に対して、旅行業務取扱管理者に定期研修を受講させるための費用が発生し、行政に対しても、研修の実施に係る費用が発生することになるが、旅行者等々の自主的な研鑽に任せていたがために道路運送法等の改正内容を旅行業務取扱管理者が正確に把握していなかったことが一因となり軽井沢スキーバス事故が発生した経緯を踏まえ、当該研修により全ての旅行者等が職務に関し必要な知識を有すること及び能力が向上することで、さらなる旅行の安全や旅行者の利便等が確保できるといった費用を上回る便益が生じる。一方で、代替案においては、定期研修の受講を旅行者等々の判断に委ねるため研修の規模も小さくなることから、研修の実施に係る費用は規制案よりも低くなる一方で、確実な便益の確保ができなくなる。よって、本規制案を採用する方が効率的である。 (3)本規制案においては、試験の実施に係る費用等の行政費用等の発生により代替案よりも費用が大きくなるが、より小さい費用で旅行業務取扱管理者を確保できるため遵守費用が削減され、かつ規制緩和の結果、地域の特色ある着地型旅行商品等の造成・販売が促進され、地域の観光消費額が増加するといった、新たに発生する費用を上回る便益が生じさせることができる。また、旅行の安全や旅行者の利便に関しても、総合旅行業務取扱管理者や国内旅行業務取扱管理者と同様の試験を課すことによりこれを担保することができる。一方で、代替案は、地域限定旅行業務取扱管理者の試験を得るためには、試験ではなく研修で足りるようになることから、旅行業を行おうとするホテルや旅館等にとっては旅行業務取扱管理者の確保が容易になる一方、試験による旅行業法等の旅行業務取扱管理者に必要な知識の担保が図られなくなるため、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が十分に図られず、旅行者の安全が損なわれる事案が発生するおそれがある。よって、本規制案を採用する方が効率的である。 (4)本規制案においては、旅行者等に対して、契約の際に書面の作成及び交付に係る費用が発生するものの、書面による確実な契約内容等の伝達によりトラブルを防止することで、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができるとの費用を上回る便益が生じる。一方で、代替案は、一律の書面による契約内容の伝達を義務づけるものではなく、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便等の確保が十分に図られず、現に内容を相互に確認しないことによる手配漏れや、バス事業者に対する原価割れ運賃の提示等のトラブルが起きており、これらを未然に防止することが困難となる。よって、本規制案を採用する方が効率的である。 (5)本規制案においては、旅行サービス手配業を営もうとする者に対して、登録の申請等に係る費用が発生するほか、行政に対しても、旅行サービス手配業者の登録に係る審査等の事務手続き等に係る費用が発生することになるが、これにより今まで法規制がなかった旅行サービス手配業者について適正な管理を実施できることになり、旅行の安全や旅行者の利便等を確保することができるといった費用を上回る便益を得ることができる。一方、代替案においては、旅行サービス手配業務取扱管理者の選任や研修を受けさせる等の義務について確実に履行できるだけの体制がない者も届出により事業が可能となるため、確実性が求められる旅行の安全や旅行者の利便の確保が十分に図られず、旅行者の安全が損なわれる事案が発生するおそれがある。よって、本規制案を採用する方が効率的である。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p><規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)> 訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、<u>通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続</u>することとする。 その際、<u>業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入</u>する。 <「新たな時代の旅行業法制に関する検討会」中間とりまとめ(平成28年12月8日)> ・(前略)通訳案内士について量的・質的拡大を図るために<u>業務独占規制を廃止する規制緩和がなされ、その手配を行うランドオペレーターを通じて通訳案内を行う者の質の向上を図る必要があることも踏まえ、旅行者の安全確保に必要な範囲で、例えば登録制など、事業者に対する確に指導ができるような規制を新たなカテゴリーとして設けることとすべきである。</u> ・<u>過度に厳しい規制を設けるとランドオペレーターが地下に潜り、制度そのものが機能しなくなる恐れがあることから、旅行者の安全確保を最優先としつつ、必要とされる項目にできる限り絞った規制とすべきである。</u></p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第25条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、この法律の施行後5年間を分析対象期間とし、RIA事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>
<p>備考</p>	